

## 議案第46号

### 東京都板橋区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第12条第1項の規定により提出する。

令和7年3月24日

提出者 板橋区議会議員

間 中 り ん ぺ い

中 村 と ら あ き

山 田 た か ゆ き

小 林 お と み

鈴 木 こ う す け

成 島 ゆ か り

佐 々 木 と し た か

お な だ か 勝

## 東京都板橋区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

東京都板橋区議会個人情報保護条例（令和４年東京都板橋区条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「番号法」を「番号利用法」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「番号法」を「番号利用法」に、「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改め、同表第 38 条第 1 項第 2 号の項中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

### 付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

### （提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要があるため。